

札幌ダンプ支部が大会 「使用促進」で10人が就労

札幌ダンプ支部は11月15日に第35回定期大会を開催しました。今年の大会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために規模を縮小しての開催となり組合員15人が参加しました。大会では道本部の森国委員長があいさつし、菅内閣のもとでの情勢とともにダンプ労働者の労働条件を改善するための組合活動の重要性を強調しました。組織拡大では、昨年の大会から1年間で5人が新たに加入しましたが、高齢化による廃業などで組合員数は減となりました。労災保険の特別加入は62人、税金相談は所得税75人・消費税20人でした。ダンプ規制法第12条団体である建交労のダンプ「使用促進」のとりくみで、昨年からの3人に加えて7月から2人、9月から4人、10月から1人が北海道新幹線のトンネル工事で就労しており、労働条件は1日8時間・単価は5万円＋残業代に消費税が加わります。

函館運送支部が年末一時金要求書を提出

函館運送支部は11月11日に年末一時金要求書を提出しました。要求は「組合員平均70万円／誰でも30万円以上」「会社の身分格差による配分方法をやめること」などです。

燃料手当・寒冷地手当と年末一時金闘争の報告を

各職場組織（支部・分会）の燃料手当・寒冷地手当闘争と年末一時金闘争の報告（要求内容・要求提出日／回答内容・回答日／妥結内容・妥結日）をお願いします。

北海道建設アスベスト訴訟

第1陣が結審／第3陣口頭弁論

北海道建設アスベスト第1陣訴訟が11月20日に札幌高裁で結審しました。長谷川恭弘裁判長は判決日を指定せず、近く最高裁の判決が予想されることから2月15日に「和解期日」を入れました。またこの日は、札幌地裁で第3陣訴訟の第2回口頭弁論も開かれ、次回期日を4月9日に指定しました。なお、12月10日に予定されていた札幌地裁での第2陣の判決は延期されました。

第1陣訴訟の結審弁論では、原告の佐々木千恵美さんが「提訴から9年半あまりが経過しましたが、提訴前の死亡者が4名、地裁への提訴後に6名、高裁に控訴してから6名が亡くなって、生存している原告は7名にすぎません。せめて7名の原告の命があるうちに解決していただきたい」と訴えました。このあと、国の責任について佐藤敦弁護士が、企業の責任について段林君子弁護士が意見陳述し、弁護団事務局長の長野順一弁護士が進行について意見を述べました。

第3陣訴訟の第2回口頭弁論では、原告の竹田さんが「父が生きてこの法廷にいたならば『自分のような被害者を二度と出さないように、国や企業は責任を認めてほしい』と言ったと思います。どうぞ父の思いに答えてください」と意見陳述しました。第3陣は8月に1人が追加提訴して原告患者数は14人となり、12月にも7～8人が追加提訴する予定です。